

地方公共団体のための 環境配慮契約導入マニュアル (改訂版) 素案

平成 24 年 2 月改訂

印刷段階のイメージ

本冊子は、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

リサイクル適性表示：本冊子は印刷用の紙にリサイクルできます。

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した〔Aランク〕のみの資材を用いて作成しています。

リサイクル適性 (A)

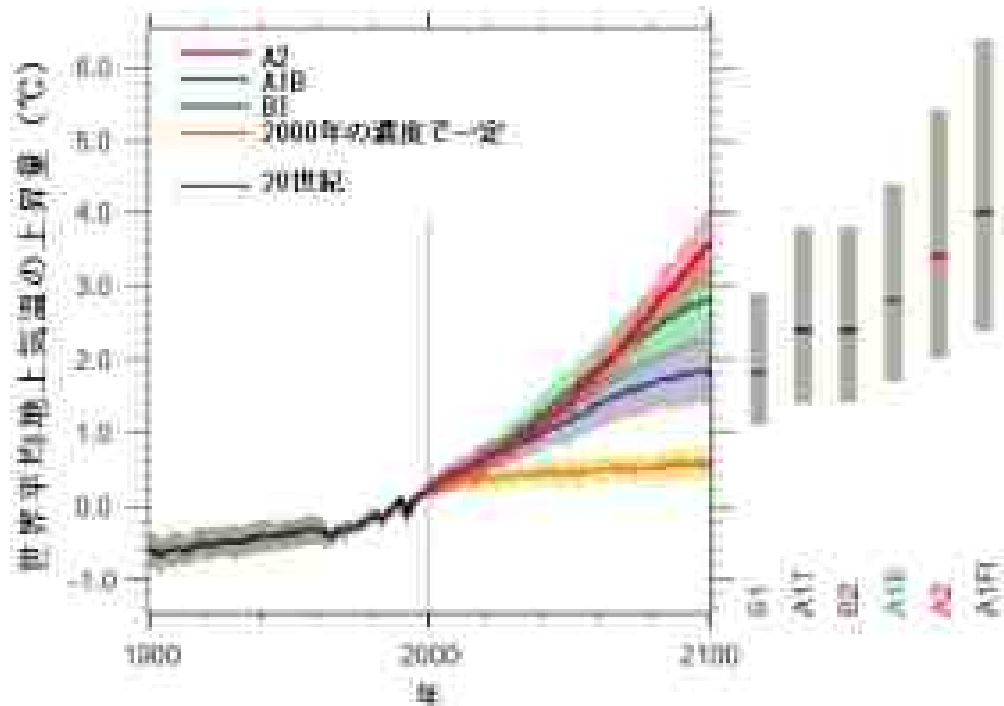
目次

はじめに	1
1 環境配慮契約の導入の意義	3
1 - 1 環境配慮契約の導入のメリット	3
1 - 2 環境配慮契約を阻害すると考えられる要因	4
1 - 3 負担にならない環境配慮契約の導入	5
2 環境配慮契約の導入の背景	6
2 - 1 環境配慮契約法の背景とねらい	6
2 - 2 環境配慮契約推進のポイント	9
2 - 3 環境配慮契約における発注者の役割	11
3 環境配慮契約とは	12
3 - 1 地域別・規模別の環境配慮契約の考え方	12
3 - 2 簡易的な環境配慮契約の手続き	12
4 環境配慮契約の契約方針のポイント	13
4 - 1 契約方針とは	13
4 - 2 契約方針に規定する内容	14
4 - 3 契約方針の位置づけ	14
5 具体的な契約類型ごとの実践	19
5 - 1 電気の供給を受ける契約	19
5 - 2 自動車の購入及び賃貸借に係る契約	26
5 - 3 船舶の調達に係る契約	35
5 - 4 省エネルギー改修事業に係る契約	37
5 - 5 建築物に関する契約	42
5 - 6 環境に配慮した OA 機器の調達について	45
5 - 7 その他の環境配慮契約	48
資料編	49
地方公共団体における先進事例	49
各種雑型	65

はじめに

気候の安定化のために

IPCC¹第4次評価報告書によると、地球の平均気温は1906年から2005年にかけての100年間で0.74 上昇したと報告されています。また、21世紀末の10年間の気温上昇は20世紀末の20年間と比較して、最大2.4～6.4 に達すると予測されています。



出典：IPCC 第4次評価報告書第1作業部会報告書

この予測される気温上昇の影響として、次のようなことがあげられています。

- 水については、数億人の人が水ストレスの増加に直面
- 生態系については、種の分布範囲の移動及び森林火災のリスクが増加
- 食料については、複合的・局所的に穀物の生産性が低下
- 沿岸域では、洪水及び暴風雨による被害が増加
- 健康面では、熱波、洪水、干ばつによる罹病率及び死亡率が増加 等

この20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の増加によってもたされた可能性が高く、さらには、海面水位上昇や風の分布の変化、干ばつの影響を受ける地域の増加など平均気温以外の気候の変化に対しても影響を及ぼしていると報告されています。

世界の人為起源の温室効果ガス排出量は1970年の287億 t-CO₂から2004年には497億 t-CO₂に達し、35年間で70%の増加となっています。大気中の二酸化炭素濃度は、2005年には379ppm

¹ 気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change)

に達し、産業革命以前の約 280ppm に比べ 35%増加しています。この二酸化炭素濃度が 450ppm に達した時、地球の平均気温は産業革命以前と比べ 2℃ 上昇し、危険な気候変動が発生すると考えられており、2009 年 7 月にイタリアのラクイラで開催された主要国首脳会議（G8）では、「世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて 2℃ 以下で抑える」こと、いわゆる「気候ターゲット 2」が合意されました。さらに、2011 年 11～12 月の気候変動枠組条約第 17 回締約国会議（COP17）のダーバン合意では「気温上昇を 2℃ 以下に抑えること」には更なる取組の強化が必要であることが指摘され、世界各国が参加するスキームを 2020 年以降に新たに創設することが合意された。「気候ターゲット 2」を達成するには、2050 年まで 1990 年比で温室効果ガス排出量を 50%削減したとしても、その達成には不確実性が残ることが解っており、我が国においても、省エネルギーと再生可能エネルギーを推進することをはじめ、ありとあらゆる主体が、ありとあらゆる対策・施策を動員して、この温室効果ガスの削減に取り組まなくてはなりません。

地方公共団体は、自らの事務及び事業に起因する温室効果ガスの排出削減はもちろん、地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの削減のための施策を推進するとともに、事業者や住民等が実施する温室効果ガス排出削減等の取組の促進を図るなど、その果たすべき役割が一層重要となっており、実効ある施策の推進のために積極的な対応が期待されます。

環境配慮契約の推進

平成 19 年 11 月 22 日に施行された環境配慮契約法²（以下「法」という。）は、地方公共団体等³の責務を以下のとおり規定しています。

（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）

第四条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、地方公共団体にあつてはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつてはその事務及び事業に応じて、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるものとする。

すなわち、環境配慮契約⁴を推進する努力義務があるとされています。

本マニュアルは、地方公共団体が法の目的、法に基づく責務等を把握し、環境配慮契約の積極的な導入・推進を図ることを目的として平成 22 年 2 月に第一版を作成しました。今般、平成 22 年度以降の各契約類型に係る検討結果や地方公共団体における環境配慮契約の取組の進展等を踏まえ、マニュアルの改訂を行いました。本マニュアルを参考としつつ、地域の実情に即した環境配慮契約に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

² 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

³ 地方公共団体及び地方独立行政法人

⁴ 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約をいう。

1 環境配慮契約の導入の意義

1 - 1 環境配慮契約の導入のメリット

環境配慮契約の目的は、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資することです。

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するためには、競争を促しつつ、環境性能の優れた製品、庁舎、サービスなどを積極的に活用できるようにする経済的にも無理のない仕組みが必要です。環境配慮契約はその仕組みづくりにおいて、重要な役割を果たすツールとして考えることができます。

環境配慮契約を導入することによって、自らの排出する温室効果ガス排出量のさらなる削減とともに、以下のようなメリットが考えられます。

価格に環境性能を含めた総合的な評価によって、コストと環境負荷低減のバランスが得られること